われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。

いさお新聞

発行所　〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟
電話代表　086-271-7175
ＦＡＸ　086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者　岸本清美
編集責任者　豊島始男
印刷所　西尾総合印刷株式会社
定価（郵税共）年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

妻特給・父母特給の継続増額を求め
7月26日に全国戦没者遺族代表者会議

日本遺族会

日本遺族会では、平成二十五年に最終償還を迎える「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び「身寄りのない戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続・増額など、本会要望事項（本紙一一六六号／六月号掲載）が平成二十五年度政府予算に対する概算要求へ完全計上されるよう、八月末の概算要求期前の七月二十六日、東京都内で全国戦没者遺族代表者会議を開催する。

代表者会議は、千代田区大手町のＫＫＲホテル東京を会場に、各都道府県から各三名程度の遺族代表が参加。来賓として内閣総理大臣をはじめ、自由民主党代表、遺家族議員協議会会長、自由民主党所属国会議員、各省庁関係者の参加を要請している。

また、会議終了後、参加者は国会に赴き、地元選出の自由民主党所属国会議員に面会し、遺族会の要望事項に対する理解と協力を要請する陳情を行う。

母の像（岡山県護国神社）

【戦没者等の妻に対する特別給付金支給の経緯】

昭和三十五年、戦場で夫を失い、未亡人として子女を抱え、老親を養い、物心両面の苦難の道を辿り、生涯を通じての心の支えと幸福を失った戦没者の妻について、その犠牲の深刻さは他と同一に論じられないことから、国は戦没者の妻に特別の支えをなすべきと「特別加給金」の要望が遺族会婦人部（現女性部）から起こった。

昭和三十七年、遺家族議員協議会の中に戦没者等の妻に対する特別加給金に関する小委員会（委員長・村上勇元日本遺族会会長）が設置された。

しかし、「加給金」構想は恩給法体系になじまないと法制局が難色を示したことから、小委員会は「戦没者の妻が靖國の妻として再婚もせず、その生活を犠牲にした精神的負担に対する慰藉料という理由づけにすると、年金になじまず一時金となるので、単独法として『特別給付金』支給のほうが比較的筋立てがたてやすい」という法制局側の見解を受け、小委員会、遺族会共に「特別給付金」案を採ることとなった。

昭和三十七年十二月二十日、十年償還の交付公債二十万円の特別給付金が支給されることに決まった。

爾来、昭和三十八年四月に戦没者の妻の精神的痛苦に対する慰藉を行うために支給され、昭和四十八年からは、亡き夫に対する哀切の念が深まっていることを考慮し、平成十五年まで四回にわたり継続・増額がなされている。

【戦没者の父母等に対する特別給付金支給の経緯】

昭和三十五年、過ぐる大戦において、最愛の子や孫を失い、しかも、そのために子孫が絶えたという特別な事情にある父母及び、これらの父母と同様の立場にある祖父母に対し、遺族会から「特別加給金」支給の要望が、戦没者の妻への処遇と同様に起こった。

昭和三十七年、遺族会は先ず特別加給金支給の要望を戦没者の妻に限定して行い、戦没者の父母等については、昭和四十二年から特別給付金として支給が始まった。

戦争で子や孫を失った父母等が高齢化し、ますます孤独感が高まっている事情を勘案、爾来、国は八回にわたり継続・増額を行い、その精神的痛苦に対する慰藉を示している。

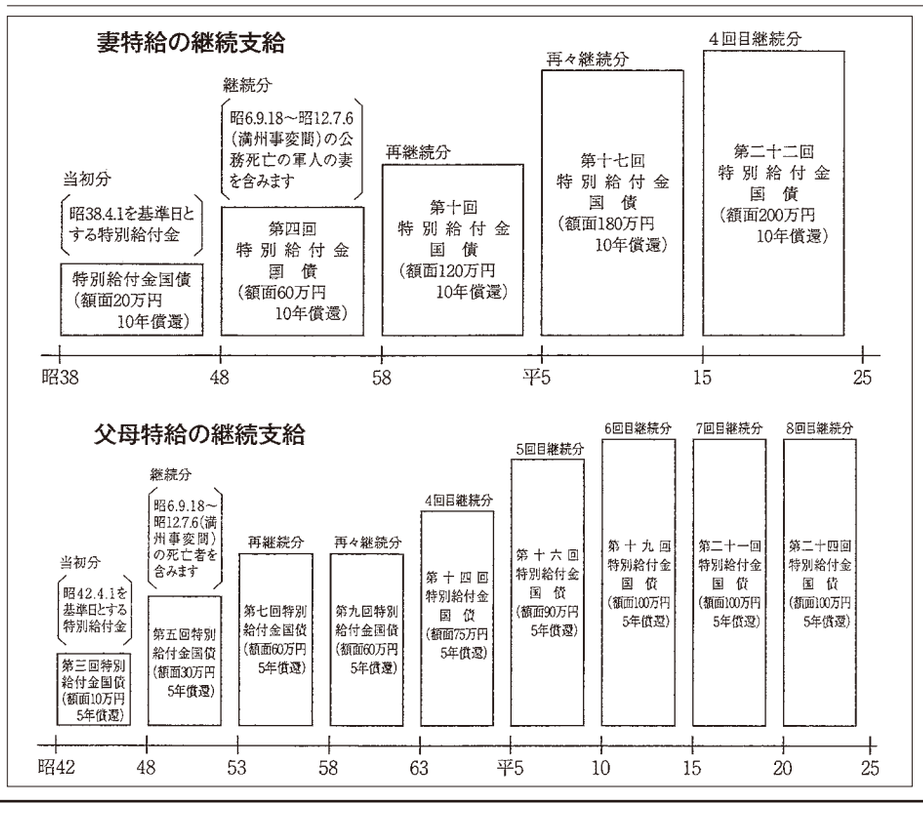

戦没者の遺児の皆さんへ

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」のご案内

戦没者遺児による慰霊友好親善事業は、戦没者遺児に対する慰藉の一環として、父等を国に捧げた戦没者の遺児が、一度は亡き父等の眠る地で心ゆくまで慰霊追悼を行うと共に、現地の人々との友好親善を深めることを目的としており、平成三年の事業開始以来、これまでに一万二千人の遺児が参加しています。

平成二十四年度は十七地域及び特定地域として三地域が計画され、既に旧満州地域を皮切りに各地域への訪問が始まっています。現在、別表の実施計画表により参加者を募集していますので、関係遺児の方々多数のご参加をお待ちしています。

募集要項は次のとおりです。

▼実施地域・時期　別表のとおり。

▼参加資格　実施地域（周辺海域を含む）で父等を亡くした戦没者の遺児で過去に本事業に参加したことのない方。（平成十八年度以前に参加した方については二回目の応募が可能）

▼参加経費　九万円
※集合場所までの往復交通費及び帰国時の宿泊代、渡航手続手数料等は別途個人負担。

▼その他
※実施日数には東京都内等の集合日（集合日に結団式及び説明会を行います）が含まれます。
※実施時期、日程等については、相手国の事情等により変更や取りやめになる場合がありますので、予めご承知おき願います。

▼お申込みは　県遺族連盟まで。

	実施地域	実施時期	募集人員	申込締切
		主な訪問予定地		
1	マリアナ諸島	平成24年10月１日(月)～10月７日(日)　６泊７日	40人	平成24年８月17日
		A班＝グアム島、サイパン島　　B班＝サイパン島、テニアン島		
2	東部ニューギニア（１次）	平成24年10月３日(土)～10月20日(土)　７泊８日	40人	平成24年８月30日
		A班＝マダン、ウエワク、ボイキン、ブーツ　　B班＝ポポンデッタ、ギルワ、ラエ、ウエワク		
3	ボルネオ・マレー半島	平成24年10月22日(月)～10月31日(水)　９泊10日	30人	平成24年９月７日
		A班＝コタキナバル、ケニンゴウ、ミリ、ブルネイ、ラブアン、マレー半島 B班＝シンガポール、バリクパパン、タラカン、タワウ、サンダカン		
4	トラック諸島	平成24年10月27日(土)～11月３日(土)　７泊８日	20人	平成24年９月13日
		春島、夏島、秋島、水曜島及び環礁内洋上慰霊		
5	パラオ諸島	平成24年10月27日(土)～11月３日(土)　７泊８日	20人	平成24年９月13日
		パラオ本島、アンガウル島、ペリリュー島及び環礁内洋上慰霊		
6	ソロモン諸島	平成24年11月３日(土)～11月10日(土)　７泊８日	20人	平成24年９月19日
		ガダルカナル島、ニュージョージア島（ムンダ）		
7	フィリピン（１次）	平成24年11月14日(水)～11月21日(水)　７泊８日	120人	平成24年９月28日
		A班＝マニラ及び東方山地 B班＝コレヒドール島、バターン、クラーク、マニラ南方 C班＝ルソン島北部（バギオ、クラーク） D班＝ルソン島北部（バレテ峠、ソラノ、キャンガン、オリオン峠） E班＝ネグロス島（バコロド）、ミンダナオ島（ダバオ、タモガン） F班＝セブ島、レイテ島（ブラウエン、リモン峠、ビリアバ、オルモック）		
8	ミャンマー（１次）	平成24年11月26日(月)～12月５日(水)　９泊10日	60人	平成24年10月12日
		A班＝ヤンゴン、ペグー、トングー、モールメン、サラワジ B班＝ミートキーナ、マンダレー、メークテーラ、パガン C班＝アキャブ、マンダレー、カレミョー		
9	台湾・バシー海峡	平成25年１月16日(水)～１月22日(火)　９泊10日	15人	平成24年12月２日
		台北、台中、高雄、墾丁		
10	ミャンマー・インド（２次）	平成25年２月12日(火)～２月21日(木)　９泊10日	45人	平成24年11月13日/インド 平成24年12月21日/ミャンマー
		A班＝ペグー、トングー、モールメン、サラワジ、ヤンゴン B班＝ミートキーナ、マンダレー、アキャブ C班＝インパール、コヒマ		
11	東部ニューギニア（２次）	平成25年２月23日(土)～３月２日(土)　７泊８日	37人	平成25年１月９日
		A班＝マダン、ハンサ、ウエワク　　B班＝ラエ、フィンシュハーヘン（機上遥拝）、ウエワク		
12	フィリピン（２次）	平成25年３月６日(水)～３月13日(水)　７泊８日	120人	平成25年１月23日
		A班＝マニラ及び東方山地 B班＝コレヒドール島、バターン、クラーク、マニラ南方 C班＝ルソン島北部（バギオ、クラーク） D班＝ルソン島北部（バレテ峠、ソラノ、キャンガン、オリオン峠） E班＝ネグロス島（バコロド）、ミンダナオ島（ダバオ、タモガン） F班＝セブ島、レイテ島（ブラウエン、リモン峠、ビリアバ、オルモック）		
13	中国（２次）	平成25年３月21日(木)～３月29日(金)　８泊９日	45人	平成25年２月７日
		A班＝北京、鄭州、太原　　B班＝上海、武漢、岳陽、長沙　　C班＝広州、桂林、長沙		

◎特定地域として下記の３地域を行う予定です。

	実施地域	実施時期	募集人員	申込締切
		主な訪問予定地		
1	西部ニューギニア	平成25年２月１日(金)～２月10日(日)　９泊10日	36人	平成24年12月21日
		A班＝ジャヤプラ（旧ホーランジャヤ）、ゲニム、ビアク　　B班＝ハルマヘラ、アンボン、ソロン		
2	ビスマーク諸島	平成25年２月23日(土)～３月２日(土)　７泊８日	36人	平成25年１月９日
		A班＝マヌス、カビエン、ラバウル　　B班＝ブカ島、ブーゲンビル島、ラバウル		
3	マーシャル・ギルバート諸島	平成25年３月16日(土)～３月24日(日)　８泊９日	36人	平成24年11月16日
		A班＝クエゼリン、マジェロ　　B班＝タラワ、マキン		

財団法人日本遺族会への賛助金のお願い

日本遺族会では、英霊顕彰や遺族援護など様々な活動のために賛助金を募っています。

本会は、東日本大震災により収益部門であった九段会館が閉館したことに伴い、ご英霊の顕彰並びに遺族の福祉向上の運動をはじめ、慰霊友好親善事業、遺骨帰還事業など各種事業の継続が大変厳しい状況にあります。本会といたしましては、各種事業を行うにあたり今後とも努力していくことは勿論のことですが、戦没者ご遺族や本会の諸事業にご賛同をいただく皆様方より、一層のご支援・ご協力を仰がなければなりません。

本会の活動の主旨にご理解を賜り、何卒ご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

賛助金のお振込み先

◎誠に勝手ではございますが賛助金はお一人様１万円程度をお願いしています。

みずほ銀行 九段支店 普通預金 0980930　㈶日本遺族会：ザイ）ニホンイゾクカイ

日本遺族会主催

硫黄島戦跡慰霊巡拝

日本遺族会では、平成二十四年度事業として硫黄島戦跡慰霊巡拝を計画しています。

先の大戦で日本軍将兵約二万余人が戦死した硫黄島は、現在では自衛隊が管理し、民間人の上陸は原則禁止ですが、戦没者の慰霊巡拝などについては特別に渡島が許可されています。

硫黄島で肉親を亡くされた遺族であれば、どなたでも参加できますので、是非この機会に参加されます様ご案内申し上げます。募集要項は次のとおりです。

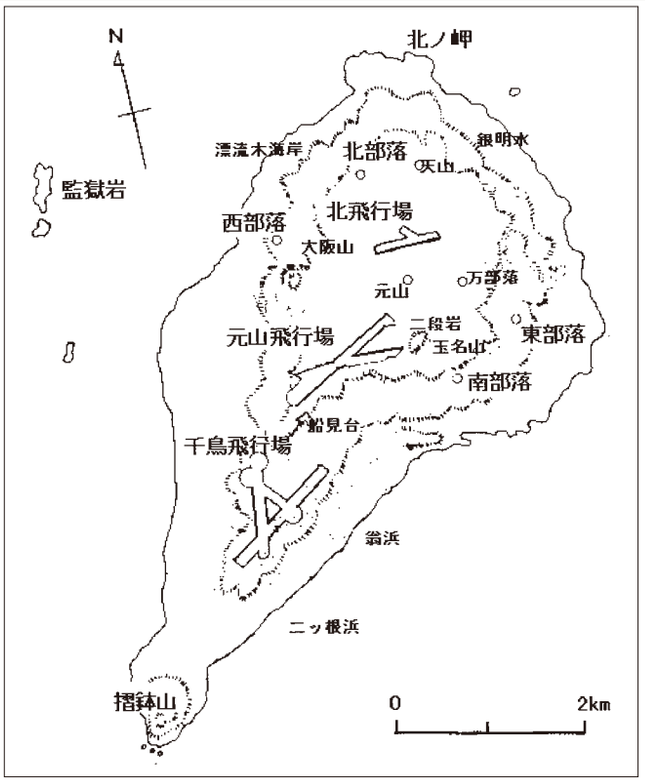

▼実施時期　十一月上旬を予定。

◎当巡拝は一日のみの日帰りで行います。参加者は実施日の前日に東京に集合。結団式・説明会等に臨んだ後、バスで出発地の埼玉県入間市に移動し前泊。

◎自衛隊機を利用して渡島するため、実施日は現在、厚生労働省ほか関係機関と調整中。

◎渡水等、諸般の事情により現地の受け入れが困難になった場合は、延期又は中止することがありますので、予めご承知おき願います。

▼募集人員　五十人

◎募集定員を上回った場合は選考となります。

▼参加資格　硫黄島及び硫黄島周辺海域で肉親を亡くされた遺族とその家族（妻、①遺児、②孫、③兄弟姉妹、④甥・姪、①～④の配偶者等）

※ご家族での参加を歓迎いたします。

▼参加費用　約六万円

◎費用は参加人数により変動します。

◎東京（集合場所）までの往復交通費等は別途個人負担。

▼お申し込み　岡山県遺族連盟まで

硫黄島遺骨帰還事業に参加して

倉敷市連島町西之浦　**早坂　勲**

硫黄島に一歩足を踏み入れた瞬間、六十七年前、この島で戦死した父のことが思い出され、胸が詰まって涙を抑えることができませんでした。この島で父がどの様な思いで戦い、又、最期を迎えたのでしょうか。

最高七十℃近い気温と大変な湿度、そして硫黄の煙や臭いに悩まされる苛酷な壕内での作業でしたが、厚生労働省の樋口団長のテキパキとした指示のもと、作業は順調に進みました。これも日本遺族会、硫黄島協会、ＪＹＭＡの皆様、そして自衛隊、鹿島建設などの方々の協力の賜物です。また、私たちの健康管理に十分ご配慮をいただき感謝しております。

硫黄島だけではなく、戦没された全ての方々のお陰で、今の日本の平和があります。幼少の頃より、父のいない家庭で母の苦労を見て育ちましたが、戦争の悲惨さを後世に伝えて行くことが私の使命だと痛感しています。

長いようで短い十六日間ではありましたが、貴重な体験をさせていただきましたことを深く深く感謝いたします。機会がありましたら、また参加させていただくことを願って、健康でありたいと思います。

平成25年版「靖國カレンダー」

東京・九段の靖國神社には、わが国の危急存亡に際して、国家国民のために一命を捧げられた二五〇万余の英霊が祀られています。

「靖國カレンダー」は、この尊い英霊の真心に思いをいたし、私たち国民の一人ひとりが感謝の誠を捧げる国民運動の一環として、昭和五十一年以来刊行しています。

「靖國カレンダー」は、本会の運動にご賛同いただき、維持会費を納められた方にお送りします。是非、家庭に掲げてご活用いただきたいと思います。

英霊にこたえる会岡山県本部
会長　岸本清美

英霊にこたえる一億国民のこころを結集しよう

平成25年版

【靖國カレンダーの内容】

＊ご英霊にまつわる写真と逸話を掲載しています。平成24年版から写真を大きくしています。

＊大きさは、縦54・5㎝×横36㎝

【維持会費】　一部　五〇〇円（別途送料が必要です）

※各支部で一括注文される場合は一部四〇〇円です。

【お申し込み先】　カレンダー送付先の住所、氏名、電話番号、注文部数を左記県本部までご連絡下さい。

〒七〇三―八二七二　岡山市中区奥市三―二一　岡山県護國神社内
「英霊にこたえる会岡山県本部」
電　話　〇八六―二七二―三〇一七
ＦＡＸ　〇八六―二七二―三〇一六

萬燈みたま祭「献灯」のお願い

岡山県護國神社

岡山県護國神社は、国のため尊い命を捧げられた英霊五万六千七百余柱をお祀り申し上げ、毎年八月十五日・十六日の両日は御祭神をお慰めする行事として「萬燈みたま祭」を執行しています。

献納いただいた萬燈の「みあかし」は、お盆の期間中、毎晩社頭に掲揚し、十六日には盛大に奉納盆踊りが催されます。

ご遺族、崇敬者の方々をはじめ、多くの皆様方からの献燈をお願い申し上げます。

▼萬燈みたま祭
八月十五日㈬・十六日㈭　午後七時より
＊点燈は十四日㈫の日没より行います。
＊十六日は祭典に続いて岡山市連合婦人会の盆踊りが行われますので是非ご参加下さい。

▼堤灯献燈料　一燈につき　二、〇〇〇円

▼お申し込みは
〒七〇三―八二七二
岡山市奥市三―二一「岡山県護國神社」まで
電　話　〇八六―二七二―三〇一七
ＦＡＸ　〇八六―二七二―三〇一六
＊郵便振替でお申し込みの場合は
郵便振替番号
岡山　〇一二九〇―三―三〇一七　岡山県護國神社
（通信欄に〝萬燈みたま祭〟とご記入下さい）

慰霊研修事業

県下遺族会から80名が参加

岡山県遺族連盟では毎年、「靖國神社みたままつり」にあわせて戦没者遺族慰霊研修事業を東京都内で行っているが、本年度は七月十六日・十七日の日程で実施した。

研修事業は近常寧県遺族連盟副会長ほか県下各遺族会から八十名が参加。新幹線で上京した参加者は、先ず「みたままつり」で賑わう靖國神社に赴き昇殿参拝を行い、亡き肉親との再会を果たした。

続いて、日の出桟橋から隅田川遊覧船に乗り浅草へ。東京の新しい名所〝スカイツリー〟を見上げながら浅草観音に参拝。そして宿舎到着後、再び多くの若者たちで込み合う靖國神社へ。何万もの奉納堤灯・雪洞に明かりが灯った光の祭典〝夜の靖國神社みたままつり〟を堪能する。

翌朝、「靖國会館」会議室に畔上和男日本遺族会専務理事（事務局長）を講師に迎え、「妻特給及び父母特給の継続・増額」などの遺族処遇改善運動や戦没者遺骨帰還事業など、遺族会の諸課題について研修を行った。参加者からは、昨年の東日本大震災で被災し閉館した九段会館について、「戦没者遺族の心の拠所であった九段会館の閉館は誠に残念である。難しいことではあるが、何とか再建していただきたい」との要望が出された。

研修会後、参加者は千鳥ケ淵戦没者墓苑へ。戦没者墓苑奉仕会の若松重英常務理事のお出迎えのもと全員で献花・黙祷を行い、御霊をお慰めした。

続いて、逢沢一郎衆議院議員事務所の手配をいただき国会を見学。二日間共、猛暑の中での研修事業ではあったが、幸い落伍者も無く、夕刻、帰岡した。

靖國会館での研修会（７月17日）

遺書

陸軍兵長　安田　博命

昭和二十年七月一日
比島レイテ島
カンギポット山にて戦死
茨城県結城郡石下町出身　二十四歳

御両親様
貳拾有余年の長年月、御世話にのみ相成りました。
博は今、大東亜建設の礎石（そせき）として、命を君国に捧げます。
何等孝養とて尽さぬ事多く、先立つ不幸の罪を御許し下さい。
但し、軍籍に身を投じたからには、自分としては今日の事は、既に覚悟の上であります。
御両親様、博の戦死を聞いても、決して御嘆き下さいますな。
世間にはまだ〳〵不幸な境遇の人達が、どの位あるか判りません。
そして、まさ子や悦子の事は、呉々も宜敷く御願ひ致します
博は決して卑怯な死に方はせぬ積りですから、それのみは固く信じて下さい。
では、桜咲く靖國での対面を胸に従容（しょうよう）として、祖国に一命を捧げます。
親戚、近所へ宜敷く願ひます。

御両親様

博

（原文のまま）

【平成二十四年七月　靖國神社社頭掲示】

遺族会の動き

平成二十四年七月行事表

1日　岸本清美君の県議会副議長就任を祝う会（津山鶴山H）
2日　県戦没者顕彰会常務理事会（いさお会館）
5日　北方領土返還要求県民会議幹事会（岡山商工会議所）
11日　赤磐市戦没者追悼式（山陽ふれあい公園フィットネスアリーナ）
13日　県連盟役員選考委員会（いさお会館）
16日　備前市戦没者追悼式（備前市民C）
18日　戦没者遺族慰霊研修事業（東京都内）一泊
26日　県連盟正副会長会議（県連盟会議室）
全国戦没者遺族代表者会議・国会陳情（東京都内）
日遺中国・四国ブロック遺族会会議（東京都内）
北方領土返還要求県民会議理事会・総会（岡山商工会議所）

平成二十四年八月行事表

15日　全国戦没者慰霊大祭（靖國神社）
全国戦没者追悼式（日本武道館）
終戦の詔書奉戴日本興隆祈願祭（県護國神社）
県護國神社萬燈みたま祭（県護國神社）16日まで
27日　県連盟外国地域戦跡慰霊巡拝（ロシア極東方面）五泊
31日　津山市遺族連合会研修旅行（京都・舞鶴方面）一泊